

事務連絡
令和8年6月25日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

消費者庁食品表示課

特別用途食品たる経口補水液の適切な使用方法について
(周知依頼)

日頃より消費者行政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和5年5月19日、「特別用途食品の表示許可等について」（令和元年9月9日消食表第296号消費者庁次長通知）の一部改正により、特別用途食品の病者用食品として「経口補水液」の許可区分が新設されました。病者用食品として許可された経口補水液は、令和5年度末時点では11製品（許可基準型^{※1}4製品、個別評価型^{※2}7製品）でしたが、令和7年度末時点では44製品（許可基準型19製品、個別評価型25製品）と増加しています。

※1 許可基準型：感染性胃腸炎による下痢・嘔吐の脱水状態の際に、水・電解質の補給のために利用できる経口補水液

※2 個別評価型：個別評価により「熱中症に適した」など許可基準型以外の表示が許可された経口補水液

つきましては、これから気温の高い日が続く時期となるため、貴管下関係者に対して、経口補水液について消費者が正しく理解し、適切に使用できるよう、周知の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

経口補水液の正しい使い方や使用上の注意については、消費者庁ウェブサイト「経口補水液ってなに？」に動画やパンフレットを掲載しています。また、この度、公益財団法人日本健康・栄養食品協会より熱中症の対処に有用な経口補水液の適切な使用方法に関するリーフレットを作成した旨、別添のとおり情報提供がありましたので、参考として添付いたします。

(参考)

[経口補水液\(けいこうほすいえき\)について | 消費者庁](#)



以上

消費者庁 食品表示課
保健表示室
担当 日名子、吉田
TEL:03-3507-9220
Mail: g.eiyou@caa.go.jp

2026年6月19日

消費者庁食品表示課
課長 宮長 郁夫 様

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 理事長
兼 特別用途食品制度の活用に関する研究会 座長
矢島 鉄也

「熱中症になった時は個別評価型病者用食品 経口補水液」リーフレットの周知及び
ご活用について（ご依頼）

平素より当協会活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、国民の熱中症対処の一助となることを目標に、当協会が主催する特別用途食品制度の活用に関する研究会において、熱中症の対処に有用な経口補水液の適切な使用方法に関するリーフレット「熱中症になった時は個別評価型病者用食品 経口補水液」を作成いたしました。

本リーフレット公開に当たり、4月21日に厚生労働記者会において記者会見を行いました。会見では救急医療の専門家である日本医科大学付属病院 高度救命救急センター 横堀将司センター部長にも同席いただき、一般生活者に向けた「適切な使い方」をまとめたリーフレットとして解説いただいたところです。また「熱中症による脱水に適する経口補水液」と食品表示できるのは、消費者庁の許可を得た「特別用途食品（個別評価型病者用食品）」のみであることもご説明し、週刊保健衛生ニュース（令和8年5月4・11日合併号第2355号）等、複数のメディアに掲載されました。

暑さが本格化するこの時期に、熱中症対処に関する正しい知識の普及のため、都道府県行政関係者等、貴課関係機関にも本リーフレットをご活用いただきたく、ぜひご紹介いただけますようお願い申し上げます。

記

「熱中症になった時は個別評価型病者用食品 経口補水液」
リーフレット ダウンロードリンク
<https://www.jhnfa.org/tokubetsu-panfu.html>
または次の2次元コードを読み込んでください。



【リーフレット概要】

- ・熱中症とは？
- ・経口補水液とは？
- ・熱中症Ⅰ度のサインかも？
- ・摂取方法
- ・摂取上の注意
- ・熱中症の応急処置
- ・特別用途食品とは？
- ・許可品例

